

143 鉋毒調査委員被害地及び足尾銅山巡視順序等の件報告

〔明治三十五年四月〕

〔朱書〕
〔発第四五号〕

〔注記一〕

過般当委員被害地及ヒ足尾銅山ヲ巡視シ帰庁致シ候ニ付テハ不
 取敢及御報告候処右ハ別紙記載ノ順序ニ依リ各町村ヲ踏査シ免
 租地並ニ前年ノ堤防決潰個所用水路免租地付近貧民及ヒ衛生ノ
 狀況其沿道各村ノ水利其他無害地ノ狀況ヲモ視察シ各地ニ於テ
 役場員並ニ人民総代ノ陳情ヲ聴取り便宜案内セシメテ彼等ノ指
 示スル被害地ノ部分ヲ見分シ分析試験ノ材料トシテ各所ノ土壤
 石塊植物流動物等ヲ採取シタル義ニ有之候条為念此段及御報告
 候也

(注記4)(注記3)(注記2)

明治三十五年四月十八日

鉋毒調査委員長 奥田義人 印

内閣総理大臣伯爵 桂太郎殿

第一組

奥田委員長、田中、若槻、井上、野田、阪野、古在委員

四月三日

- 一 東京発 茨城県猿島郡古河町ニ着同所ヨリ同郡新郷村、埼
 玉県北埼玉郡川辺村、栃木県下都賀郡谷中村、大字上下本
 郷、群馬県邑楽郡海老瀬村ヲ経テ栃木県下都賀郡藤岡町ニ

宿泊

四月四日

- 一 栃木県下都賀郡藤岡町発 群馬県邑楽郡海老瀬村大字山口、栃木県下都賀郡三鴨村、安蘇郡界村、大字越名、高山、群馬県邑楽郡西谷田村、大字西岡新田、大島村、栃木県安蘇郡界村、植野村、大字舟津川、足利郡吾妻村大字上下羽田村、群馬県邑楽郡渡瀬村、大字上下早川田村ヲ経テ館林町ニ宿泊

四月五日

- 一 群馬県邑楽郡館林町発 栃木県安蘇郡佐野町、足利郡足利町、山辺村大字田中、御厨村大字福居、山辺村大字堀込、群馬県山田郡毛里田村、大字大町、高瀬、栃木県足利郡山辺村大字借宿、群馬県山田郡毛里田村大字吉沢、只上、広瀬村、境野村、桐生町大字新宿、桐生町ヲ経テ栃木県足利郡足利町ニ宿泊

四月六日

- 一 足利町発上都賀郡日光町ニ宿泊

四月七日

- 一 日光町発同郡足尾町ニ宿泊

第二組

渡邊、日下部、神保、河喜多、中山委員

四月三日

- 一 東京発 栃木県足利郡足利町ニ宿泊

四月四日

- 一 足利町発群馬県山田郡桐生町、大字西安楽土、新宿、境野村、字三ツ堀、広沢村、大字広沢、毛里田村大字吉沢、只上、市場、栃木県足利郡山辺村大字借宿、梁田村、久野村大字野田、群馬県邑楽郡渡瀬村、大字上早川田、栃木県足利郡吾妻村大字高橋、富田村大字奥戸、毛野村大字川崎ヲ経テ足利町ニ宿泊

四月五日

- 一 足利町発安蘇郡佐野町、足利郡吾妻村大字下羽田、群馬県邑楽郡渡瀬村、栃木県安蘇郡植野村大字舟津川、群馬県邑楽郡大島村、大字大島土手、西谷田村、大字西岡新田、細谷、海老瀬村、大字本郷、東谷、粟田、埼玉県北埼玉郡利島村大字小野袋、川辺村大字柏戸、飯積、川辺村大字境野、茨城県猿島郡新郷村、同村大字鳥喰、新久田、伊賀袋、立崎ヲ経テ古河町ニ宿泊

四月六日

- 一 古河町発 大字悪戸新田、栃木県下都賀郡谷中村、大字真

名板倉、野木村大字野渡、谷中村大字下本郷、下宮、内

- 野、群馬県邑楽郡海老瀬村大字下海老瀬、北海老瀬、栃木県下都賀郡藤岡町大字久久保美、赤麻、底谷、三鴨村大字甲、都賀、安蘇郡界村大字越名、高山、堤向、権現向ヲ経テ佐野町ニ到リ同所ヨリ宇都宮市ニ着シ宿泊

四月七日

- 一 宇都宮市発 上都賀郡足尾町ニ宿泊

四月八日

第一組第二組委員合同

一 足尾本山方面各所通洞迄視察

四月九日

一 同上小瀧方面各所ヲ視察

同日

奥田委員長、日下部、田中、若槻、野田、井上、中山委員

一 足尾町發 日光町ニ宿泊

四月十日

一 日光町發 歸京ス

同日

渡邊、神保、河喜多委員

一 品振山ヲ視察

同日

一 足尾町發 日光町ニ宿泊

四月十一日

一 日光町發 歸京ス

四月十日、十一日、十二日

阪野、古在委員

一 足尾町發、沢入、花輪島ヲ經テ大間々宿泊

一 大間々發 桐生町、広沢村、佐野町、三鴨村ヲ經テ佐野町

宿泊

一 佐野町發 歸京ス

〔注記1〕

〔雜纂〕

〔注記2〕

〔總理大臣 花押(桂)ノ書記官長

花押(桑田)ノ書記官 ④(多田)④(廣)④(山中)〕

〔注記3〕

〔十三〕(簿冊内件名番号)

〔注記4〕

〔局乙五〕

〔明治卅五年 公文雜纂 内閣一 卷一〕 2A, 13, ⑤588